

2009年4月6日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 青 木 雄 二

**「退職給付会計の見直しに関する論点の整理（公開草案）」（2009年1月22日）に対する
意見**

前 略 いつもお世話になり有り難く御礼申し上げます。

さて、貴委員会の首題の公開草案に対する意見をお送りいたしますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

草々

1. 全体的問題—退職給付債務及び退職給付費用の計算方法

- ・ この論点整理では10の論点につき議論されている。論点1. 退職給付債務及び勤務費用の会計処理とりわけ論点 1-1. 予測単位積増方式はこの会計の最も根幹になる部分である。米国はSFAS 87号を発表するまで、10年強の期間をかけて検討されてきたが、退職給付債務と退職給付費用をどのように計算するかが最も根幹になるもので、代替的計算方法と、対応する多くの年金数理計算方式を検討した上で、予測単位積増方式が採用された。この論点整理で取り上げられている論点1. 以外の論点の多くは当時の米国の検討でも取り上げられたもので、数理計算方式を決めた上で論理的整合性をとるように決められてきている。この論点整理では予測単位積増方式に対する批判を若干述べているが、その問題点は明確ではない。2011年まではこの論点が抜本的な見直しに繋がるため、国際的な検討はされず、我が国も国際的議論と歩調を合わせるものが効率的と考えられているようである。
- ・ このことは幹になる議論を後回しにして枝葉の論点を断片的に検討しようとするものであり、このプロジェクト全体の効率から見れば検討のアプローチが逆ではないかと思われる。しかも断片的な論点では幹になる部分の理解不足から、後述するように状況を誤解している部分もあるように思われる。
 - 私自身、SFAS 87号が出来るまでの米国の検討過程を追いかけたが、SFAS 87号は論理的に完成度が高いものであると考える。ただ、その後「その他の包括利益」の概念がでてきたためそれに合わせて修正されたものがSFAS 158号であり、その他については基本的な変更はされていない。
 - 我が国が国際的議論で後回しになっているこの論点（予測単位積増方式の検討）

を独自に行うのも確かに不効率ではある。我が国においてまず必要なことは、米国で検討された基本的論点すなわち退職給付債務と退職給付費用の計算に予測単位積増方式が何故選ばれ、遅延認識という概念が何故採用されたのかを改めて理解することであると考え。それが、この論点整理に記載された多くの他の論点を検討するに当たって参考になると思われる。我が国の退職給付会計の導入に際しては SFAS 87 号を参考にしながらこの部分が飛ばされてきている。基準そのものに予測単位積増方式という用語がないのが如実にこの間の状況を示している。

- 1974 年に開始された米国の年金プロジェクトの検討過程の代表的なものは次のものである。
 - ✧ Discussion Memorandum 1981 年 2 月
 - ✧ Preliminary Views 1982 年 11 月
 - ✧ Discussion Memorandum 1983 年 4 月
- 1981 年の DM では退職給付会計の測定 (measurement)の方法として次の 5 つがあげられている。
 - ✧ A. 年金給付測定法 (Benefit approaches)
 - 累積年金給付測定法 (Accumulated benefit approach)
 - 年金給付勤続期間測定法 (Benefit/ years-of-service approach)
 - 年金給付給与比率測定法 (Benefit/ compensation approach)
 - ✧ B. 年金費用測定法 (Cost approaches)
 - 年金費用勤続期間測定法 (Cost/ years-of-service approach)
 - 年金費用給与比率測定法 (Cost/ compensation approach)
- 退職給付債務と費用の測定方法が多様にあるということが紹介され、数ある年金数理計算との対応関係も整理されている。年金数理計算の中にはある時点の会計上の負債やある期間の費用を計算できないものもある (例えば総合保険料方式)。各方式の利害得失を検討した上で、その中から選ばれたのが年金給付勤続期間測定法であり、数理計算方式としては予測単位積増方式である。
- 以上を邦文として紹介したものには拙稿「英文財務諸表ハンドブック」日本公認会計士協会東京会編 東洋経済新報社 第 8 章 (第 1 版 1984 年 8 月、第 2 版 1988 年 12 月) がある。

2. 退職給付会計特有の問題と他の会計基準との不整合

- ・ 退職給付の会計の基本は給与後払い説であり、その特徴としては、長期間にわたって獲得される報酬であり、給付額は退職時あるいはそれに近い時点の給与額をもとに決定されることが多く、その支払は延期される。給付の額は給付の算式に組み込まれたいくつかの将来の事象 (従業員やその遺族が何年生きるか、従業員が何年勤務したか、退職時の給与等) によって決定されるが、その額は従業員のサービスが提供される期

間はもとより、そのサービスが完了した時点でも、企業が約束した給付の総額と提供されたサービスの企業に対する費用は正確には決定できるものではなく、給付の算式用い、関連する将来の事象の予測によって単に見積もることができるだけである。

- ・ 論点整理の中の論点には、退職給付の制度（取引）に内在する特有の問題に起因する問題（取引特有の問題を解決するために講じられた措置、上記 1. で述べた各種測定方法を検討して得た結果）を、あたかも他の会計基準や会計の概念と整合していないと批判する例が見られる。例えば次のものが挙げられる。
 - 13 項、予測単位積増方式に基づく退職給付債務は将来の昇給を反映するため現在債務に当たらず、FASB 概念書第 6 号「財務諸表の構成要素」における負債の定義を満たさないのではないか。
 - 76 項、数理計算上の差異（及び過去勤務債務）の遅延認識の廃止が検討されている。
 - 81 項、遅延認識の廃止が提案されている。即時認識にすることにより、IASB の概念フレームワークや他の国際財務報告基準と整合する。
 - 158 項(1)、企業が認識する退職給付債務は給付算定方式に応じて算定さるるとしている。これは権利が未確定の給付を企業が負債として認識することを意味するが、他の国際財務報告基準による負債の認識と整合していない。
 - 90 項、回廊アプローチは、回廊の範囲内にある数理計算上の差異を永続的に認識しない処理であるが、このような考え方を採る会計処理は他には存在せず、退職給付会計以外の会計の考え方と整合しない。
 - 158 項(2)、予測給付（昇給を含む。）に基づき退職給付債務を測定するなど、ISA 19 号の測定は国際財務報告基準の測定モデルとは大幅に異なる。

これらの問題に対する判断は、1. で述べた米国での検討の「測定」について理解しないとできないであろうと私は考えます。

3. 退職給付債務と年金資産の純額を退職給付に係る負債として認識すること

- ・ 58 項、「この純額処理は、明確に論じられたり広く理解されえたりするわけではなく、他の会計基準と異なるものであるが、長年の年金会計を形成している慣行であるとされている。」という表現は適切でしょうか。米国における SFAS 87 号の検討過程で十分に検討されていたと思います。

4. その他論点整理において字句が気になる点

- ・ 29 項、「近年長期勤続者を相対的に優遇する制度が減少し、職能や成果を重視する制度が増加したことにより、期間定額基準を原則的な方法として採用した時とは、状況が変化してきているのではないかという見方」との記述があります。長期勤続者を相対的に優遇する制度が減少することは勤務期間をベースとした定額基準に合ってくるの

ではないかと考えますが、上記の文章には何か誤解があるように思えます。

- ・ 153 項(3)、「退職給付費用の純額での報告が、その各構成要素の影響の理解を困難にしている」という記述は妥当でしょうか。各構成要素の内訳を注記すれば何ら問題ないと思います。
- ・ 21 項、記述全体に誤解があるように思われます。年金給付勤続期間測定法 (**Benefit/years-of-service approach**) に立ち返り再検討された方が良いと思います。
- ・ 68 項、72 項、「表現の忠実性」は「表示の正確性」または「表示の精確性」の方が良いと思います。
 - SFAS 158 号の”representationally faithful” あるいは ISA DP の ”faithful representation” を参照されていると思いますが、「忠実」という語には主義主張や宗教のような者に対する状態を指していると思われませんが、これはあるがままに写実したような意味だと思いますので、正確あるいは精確が良いと思います。**Representation** は会計で使用されるときは「表現」ではなく「表示」が一般的だと思います。

以上